

医療機関等の皆様へ

令和4年8月

窓口負担割合の見直しに伴う被保険者証の取扱い留意事項について

宮城県後期高齢者医療広域連合保険料課

令和4年10月からの窓口負担割合の見直しに伴い、被保険者証の取扱いが、例年と異なることから下記のとおり留意事項をまとめさせていただきましたので、御確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。


1 被保険者証について


被保険者証の色により有効期限を区分してありますので御承知おき願ひます。

- ・**ピンク色の被保険者証（令和4年9月30日までの有効期限）**
- ・**みどり色の被保険者証（令和5年7月31日までの有効期限）**

※9月中に年齢到達した方、異動した方等については、**みどり色の被保険者証**となります。

※短期証のため有効期限が短い場合がありますので御注意願ひます。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年9月30日
交付年月日	令和 年 月 日
被保険者番号	
令和4年9月30日 までの有効期限	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	宮城県 後期高齢者医療広域連合 

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 5年7月31日
交付年月日	令和 年 月 日
被保険者番号	
令和5年7月31日 までの有効期限	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	宮城県 後期高齢者医療広域連合 

！有効期限にご注意願ひます！

2 各種認定証について

令和3年8月1日以降に限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた方で、引き続き令和4年8月1日以降も交付対象となる方については、有効期限が令和5年7月31日の証を7月中に送付しています。（各種認定証の有効期限は、全て令和5年7月31日となります。）。

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
保険料課 022-266-1021